

震度	体制	配備	校内動員人員	学校が行うこと	避難者への対応	開放施設	開放しない施設
4	準備体制	1号配備	教頭 教務(災害担当) * 水害・竜巻時 ◎校長(本部長)	○被害状況の確認 ○被害状況の報告 校長:電話連絡 教育委員会:状況に応じ報告 * 特にライフラインの点検 ○生徒の安全確認後(避難か活動継続) →メール配信	* 市災害本部へ連絡(電話) →本部の指示で行動 ↓ 市災害本部から指示された避難所を知らせ移動してもらう	■避難者の人数に応じ対応 1次待機:1F木工室(20人~30人程度)	1次待機所以外 すべての施設
水害・竜巻被害での避難所体制							
5弱	警戒体制	2号配備	校長(本部長) 教頭(副本部長) 教務(災害担当) 必要に応じ 蓮田市在住職員 近隣在住職員	●避難所本部の開設 →避難者名簿の作成 →市の担当者に引き継ぎ ○教育活動(継続・打ち切り)判断 ○被害状況の確認・報告 →施設点検表で確認・報告 ○生徒の安全確認(メール配信) * 安全確認後下校 * 引き渡し対応(保護者の要請生徒) →教室、担任対応 →生徒数に応じ徐々に縮小	* 市災害本部へ連絡(無線) →避難者名簿の作成 →本部の指示で行動(教頭、教務) * 市本部派遣職員との連携 * 状況に応じ備蓄倉庫開放	避難者名簿の設置 ■避難者の人数に応じ対応 1次待機:1F木工室(20人~30人程度) 2次待機:1F金工室(20人~30人) ☆区長等の協力を得る	1次・2次待機所以外 すべての施設
* 72時間の移動制限措置(政府もしくは県防災本部)が発令された場合:全教職員は自分の家族の安否を確認し、解除後、速やかに学校に来る。すべての交通遮断の場合は、自宅近くの避難所で活動する。							
5強	非常体制	3号配備	校長(本部長) 全教職員	●避難所本部の開設 →避難者名簿の作成 →市の担当者に引き継ぎ ◎教育活動の打ち切り ○被害状況の確認・報告 →施設点検表で確認・報告 ○生徒の安全確認(メール配信) * 通学路の情報収集(安全指導) * 全生徒引き渡し対応(名簿対応) →教室、担任対応 →徐々に残留生徒を1カ所に集める →宿泊生徒への対応	* 市災害本部へ連絡(無線) →避難者名簿の作成 →本部の指示で行動(教頭、教務) * 市本部派遣職員との連携 * 状況に応じ備蓄倉庫開放 状況によっては、JRの電車からの避難者を受け入れる場合も考えられます。	避難所名簿の設置 ■避難者の人数に応じ対応 1次避難所:木工室と金工室 →体育館内に移動通路を確保後 →2次避難所追加:体育館 ▲教室は状況で本部長判断(原則開放しない) ☆区長等の協力を得る ☆自主防災組織に避難所運営は任せる 特に、避難所の区割り、役割分担 ▲自主防災組織との連携窓口を教頭に一本化	校長室、職員室、放送室 理科室、保健室、相談室 * 給食棟 * 普通教室 授業開始を最優先させる
6以上	非常体制	3号配備	校長(本部長) 全教職員	●避難所本部の開設 →避難者名簿の作成 →市の担当者に引き継ぎ ◎教育活動の打ち切り ○被害状況の確認・報告 →施設点検表で確認・報告 ○生徒の安全確認(メール配信) * 全生徒引き渡し対応(名簿対応) →教室、担任対応 →徐々に残留生徒を1カ所に集める →宿泊生徒への対応	* 市災害本部へ連絡(無線) →避難者名簿の作成 →本部の指示で行動(教頭、教務) * 市本部派遣職員との連携 * 状況に応じ備蓄倉庫開放	避難所名簿の設置 ■避難者の人数に応じ対応 1次避難所:木工室と金工室 →体育館内に移動通路を確保後 →2次避難所追加:体育館 ▲教室は状況で本部長判断(原則開放しない) ☆区長等の協力を得る ☆自主防災組織に避難所運営は任せる 特に、避難所の区割り、役割分担 ▲自主防災組織との連携窓口を教頭に一本化	校長室、職員室、放送室 理科室、保健室、相談室 * 給食棟 * 普通教室 授業開始を最優先させる

配慮事項

- 震度5強以上の場合:教職員も被災者であるため交代で家族の安否を確認してください。さらに、引き渡した生徒と引き取った保護者がそのまま被災者として避難することもあります。
- 移動制限措置が取られた場合、学校に72時間生徒とともに寝泊りすることになります。保護者の中にも移動制限で引き取りができない保護者がでてしまいます。
- 避難所となっても学校(授業)再開を前提に施設等の運用をします。ただし、**避難場所は、避難者個々の要求では開放しません**。窓口は教頭に一本化し、本部長(校長)と協議します。
- 避難してくる人は、避難所(学校)は水も電気も大丈夫だと思ってしまう傾向にあります。ライフラインが復旧していない状況下では確実に現実を伝えてください。